○国土交通省告示第八百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
田辺市稲成町字下組二九四一番二から同市稲成町字北皆代二八〇二番一一まで	前	最大 二二一 最小 一〇五	一七三
	後	最大 二二一 最小 一〇五	

○国土交通省告示第八百五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道松原那智勝浦線	田辺市稲成町字北皆代二八〇二番一一から同市稲成町字北皆代二七八九番五まで	平成二十七年七月十二日十五時

○国土交通省告示第八百五十二号

新丸山ダムの建設に関する基本計画（平成二年建設省告示第千七十五号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

1(1)中「10,000立方メートル」を「7,100立方メートル」に、「4,300立方メートル」を「2,500立方メートル」に改める。

3(1)中「122.5メートル」を「118.4メートル」に改める。

4(1)イ中「209.4メートル」を「205.3メートル」に、「146,350,000立方メートル」を「131,350,000立方メートル」に改める。

4(1)ロ中「209.4メートル」を「205.3メートル」に、「38.6メートル」を「34.5メートル」に、「105,220,000立方メートル」を「90,220,000立方メートル」に改める。

4(2)イを次のように改める。

イ　洪水調節

洪水調節を行う場合を除き、水位を標高186.3メートル以下に制限するものとする。

洪水調節は、標高205.3メートルから標高186.3メートルまでの容量57,000,000立方メートルに加え、標高179.8メートルまで予備放流することで容量15,000,000立方メートルを確保し、合計して容量72,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

4(2)ハ中「上記容量33,220,000立方メートルのうち15,000,000立方メートルについては、」の次に「イに規定する洪水調節のための予備放流及び」を加える。

6(1)中「約1,800億円」を「約2,000億円」に改める。

7中「平成28年度」を「平成41年度」に改める。

○国土交通省告示第八百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の十七の二第二項において準用する同法第七十七条の五第一項の規定に基づき、同法第五条の五第一項の構造計算適合判定資格者検定事務を行う指定構造計算適合判定資格者検定機関の名称等を次のように告示する。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定構造計算適合判定資格者検定機関の名称等は次の表のとおりとする。

指定構造計算適合判定資格者検定機関の名称	指定構造計算適合判定資格者検定機関の住所	構造計算適合判定資格者検定事務を行う事務所の所在地	構造計算適合判定資格者検定事務の開始の日
一般財団法人日本建築防災協会	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	平成二十七年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
相模原市緑区西橋本二丁目一〇〇番九から同市緑区橋本二丁目三三四番九まで	前	四〇・七九～七九・六四	〇・〇二七
	後	四〇・七九～八九・五一	〇・〇二七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
田辺市稲成町字別庄二七四三番三から和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋一二〇一番一まで	前	一〇・一五～一八九・二〇	三九・四七六
	後	一九・八二～一八九・二〇	三九・四七六

(三)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所